

令和元年八月十五日受領  
答 弁 第 六 号

内閣衆質一九九第六号

令和元年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出コンサート等のチケットの本人確認の身分証明書として障害者手帳を認めることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出コンサート等のチケットの本人確認の身分証明書として障害者手帳を認めることに関する質問に対する答弁書

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第五条第一号に規定する「確認するための措置その他の必要な措置」の具体的内容は、興行主等（同法第二条第三項第一号に規定する興行主等をいう。以下同じ。）において興行（同法第二条第一項に規定する興行をいう。）を行う場所に入場しようとする者の便宜にも留意して判断されるべきものであるところ、文化庁においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の趣旨も踏まえて、興行主等の負担が過重でない範囲において、障害者手帳についても入場資格者と同一の者であることを確認するためのものとして認めるよう、興行主等に対して通知を発出するとともに同庁のホームページにおいて当該通知を公表し、興行主等に周知を図ってまいりたい。